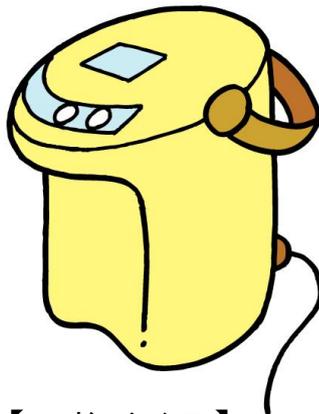
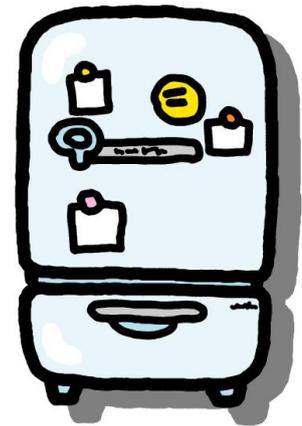


電力小売り全面自由化 便乗商法にご注意！

～正確な情報を収集し、よく理解してから契約を！～

2016年4月1日より、電力の小売全面自由化が始まります。

これまで、電力の契約は地域ごとの事業者との契約でしたが、自由化により複数の様々な業種や業態の事業者の中から消費者が契約先を選択することが可能となります。電力小売り全面自由化に便乗したトラブルに遭わないために、正確な情報を収集し、よく理解してから契約をしましょう。



【相談事例】

(事例1)

知らない電力会社から「電気を安くできる」と電話があったが、本当か？

(事例2)

来年4月から電力が自由化される、4割安く供給すると電話があったが、怪しい。

(事例3)

電力自由化前に太陽光発電システムを設置し、売電すれば儲かると電話があった。

【アドバイス】

- 電力の小売り全面自由化を口実にして、太陽光発電システムや、プロパンガス、蓄電池等の勧誘が行われています。電力の小売自由化と直接関係のない契約については、その必要性についてよく考えましょう。
- 「料金が安くなる」と勧誘された際には、どのような条件で安くなるのか、電力以外の商品やサービス契約とのセット料金や値引きになっていないか、契約期間が長期なものになっていないか、解約時に違約金が発生しないかなど、よく確認しましょう。
- 電力小売り自由化に関しては、制度や条件などをしっかり情報収集し、よく理解しておくことが必要です。
- 不安に思ったときは、消費生活センターに相談しましょう。

(国民生活センターHP から一部引用)

消費生活フェスティバルを開催します

無料

くらしのミニセミナー、自転車・歩行シミュレーター、災害用備蓄食糧を使用した料理と試食、AED体験、おもちゃの病院、軽度認知機能テスト、お手玉遊び、キュータくん・ピーポくんとのおふれあい等があります。皆様のご来場をお待ちしております。

日時：2月6日（土）午前10時～午後4時

会場：クリエイトホール 5階 ホール・展示室、
9階 料理講習室・試食コーナー

申し込み：不要 ※直接会場へお越しください

問い合わせ：消費生活センター



消費生活啓発推進委員を募集しています

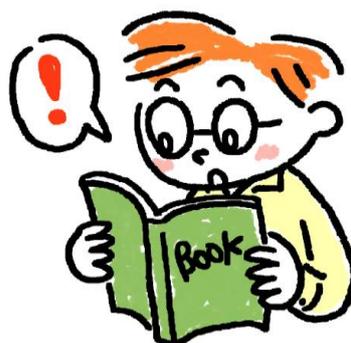
イベントなどを通して消費生活に関する啓発を行う消費生活啓発推進委員を募集します。

対象：市内在住・在勤・在学で20歳以上の方

任期：4月1日から2年間

募集人員：若干名（選考）

申し込み：「私が思う消費生活における啓発活動について」（800字以内）と住所・氏名・生年月日・電話番号・職業を書いて、2月26日（必着）までに直接、郵送、ファックスで消費生活センターへ



八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後4時30分

（相談専用電話）**042-631-5455**

*相談は無料、秘密は厳守します。

*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

☎631-5456 FAX643-0025

